



平成 27 年度

事業計画

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

社会福祉法人小諸市社会福祉協議会

平成 27 年度 小諸市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らすことが出来る地域社会」を地域住民と協働で創ります。

【基本方針】

基本理念に基づいて、以下の方針で事業を展開します。

- 1 住民や地域団体との協働による地域福祉の推進
- 2 地域ニーズに基づいた事業の展開
- 3 住民主体のサービスの実施
- 4 総合的な相談体制の整備

平成 25 年度から進めてきました「地域福祉活動計画」の策定作業も平成 26 年 12 月 16 日に策定委員会から答申をいただき、いよいよ平成 27 年度から第 1 次 5 ヶ年計画の初年度として実行に移す段階になりました。今までも社協は上記の基本理念及び基本方針に基づき事業を進めてきたわけですが、この地域福祉活動計画を実施することで一層地域の皆さんとの連携を強め、地域福祉の推進に責任を持つ団体として、その役割を果たしていきます。

平成 27 年度から新たに始まる事業として「生活困窮者自立支援事業」があります。この事業は、平成 25 年 12 月に制定された「生活困窮者自立支援法」に基づいて今年 4 月から実施する事業で、生活困窮者に対し様々な面から包括的に支援し早期の自立を促すものです。市からの委託事業で市厚生課（福祉事務所）と緊密に連携し進めます。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で健康で暮らし続けるためには介護予防事業が重要になります。この事業を地域住民の皆さんと協働で進めることは地域福祉活動計画が目指す「住民同士の支え合い」のきっかけとなる大事な事業でもあります。社協としては、各地区で開催されている介護予防教室やふれあい給食会などが維持継続され、さらにその輪が広がるよう積極的に支援してまいります。また、高齢者ご本人やご家族からの様々なご相談に総合的に対応できるよう地域包括支援センターの体制の充実を図ります。

障がい者の皆さんに対する支援の一つとして、小諸養護学校等に通う児童生徒さんを宅幼老所「アスパラハウス」で放課後等にお預かりする事業について昨年 6 月から始めましたが、利用状況は順調で今後も事業を継続いたします。

社協の会費収入につきまして今年度は一千万円を目標としました。この数値は近年の実績からみるとかなり高い目標ではありますが、地域福祉活動計画により地域との連携をより緊密にすることで、市民の皆さんに社協の役割や事業をご理解いただき、それを会費収入の増につなげたいとするものです。

1 地域福祉協働

1 - 1 法人運営事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
理事会・評議員会の開催	地域福祉推進のために地域や団体の代表である理事・評議員と情報の交換をしながら社協運営について考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 年4～5回開催します。 ・評議員会 年4回開催します。 	役員実費弁償 600 資料代他 50 (総務係)
役職員の研修会の開催	地域福祉を推進するために理事・評議員・社協職員が何をしたらいいのか、何ができるのか等を一緒に考えます	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協主催の長野県内社協トップセミナーへ参加します。 ・苦情対応システム研修会へ参加します。 ・内部での研修会を開催します。 	参加費等 50 (総務係)
例規集の確認	社会福祉法人として法律を遵守して事業を進めるために、法改正に注意しながら規程・要綱の見直し、改正をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の改正に注意し、改正時には例規集と見直しを行い、必要な部分を改正します。 	消耗品等 20 (総務係)
適正な経理事務・財産管理の遂行	社会福祉法人として会計基準に基づく経理事務を行い、法人として適正な事務処理・財産管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準に基づき、経理事務を行います。 ・法人財産を適正に管理します。 ・法人の会計状況を社協報・ホームページを通じて公開します。 	予算・決算 47 税理士報酬 872 (総務係)
社協会費の協力依頼	社会福祉協議会の活動財源として用途を公開し会員として会費納入の協力をお願いします	<ul style="list-style-type: none"> ・区を通じて会費納入をお願いします。 ・会費の収納を確実にを行います。 ・社協会費の用途を社協報・ホームページで紹介します。 	納付書等 185 (総務係)
厚生事業	職員の健康管理を図ることで業務環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年一回健康診断を行います。 ・随時、健康に関する情報を提供します。 	健康診断 427 (総務係)

赤い羽根共同募金運動	長野県共同募金会小諸市委員会として積極的な募金活動を行うことで、福祉活動ボランティア活動の資金面の支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・区を通じて募金活動をお願いします。 ・収納された募金を長野県共同募金会に適正に送金します。 ・県から配分金がボランティア活動や福祉活動に役立てられるよう活動団体に紹介します。 ・小諸市委員会を開催します。 ・災害時見舞金支給を行います。 	人件費のみ 事務費 共募独自 (地域福祉係・総務係)
日本赤十字社事務事業	日本赤十字社長野県支部小諸市地区事務局として日本赤十字社事業に協力します	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県支部小諸市地区事務局として役員会・総会を開催します。 ・日赤主催各種講習会に協力します。 ・日赤社資の収納事務を行います。 ・災害時、炊き出し見舞金等の支給をします。 ・市総合防災訓練での炊き出し訓練へ参加します。 	人件費のみ 事務費 日赤独自 (地域福祉係・総務係)
福祉推進委員会支援	地域における支え合い活動の組織化と活動の支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進委員会の未設置地区には設置の支援をします。 ・独自の組織で活動されている地区の活動の支援をします。 	695 (地域福祉係)
地域福祉活動のコーディネート	地区担当者を配置し、区を単位とした支え合いを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックごとに地区担当者を配置し、民児協や各地区の会議に参加し、支え合い活動を共に考えます。 	人件費のみ (地域福祉係)
介護予防人材育成	地域で自主的に介護予防を進めていく指導者を養成することで、支え合う地域づくりの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修とレベルアップ研修を開催します。 ・介護予防地区指導者連絡会の事務局を担います。 	委託料 1,210 (地域福祉係)
独り暮らし高齢者ふれあいレター・あんしんコール事業	一人暮らしの高齢者にふれあいレターを送り生活のはりを持ってもらいます。 一人暮らしの高齢者を	<ul style="list-style-type: none"> ・77歳以上の一人暮らし高齢者にボランティアにより定期的に手紙を送ります。 ・一人暮らし高齢者の安否確認・孤立感の解消のために定期的に 	

	対象に、安否確認を兼ねて、電話での交流を行い、高齢者の安心を図ります。	担当職員が電話します。	委託料 800 (地域福祉係)
実習生受け入れ	将来の福祉人材を育成します。	・長野大学・群馬医療福祉大学等の県内出身者を対象として実習生を受け入れます。	人件費のみ (地域福祉係)
各団体への支援事業	市内各団体の活動支援をします。	・小諸市高齢者クラブ連合会を支援します。 ・小諸市遺族会を支援します。 ・小諸市献眼運動推進委員会の活動を支援します。	人件費のみ (地域福祉係)
東日本大震災被災者支援	支え合う地域づくりの一環として、東日本大震災からの避難者に対して必要な支援を行います。	・物資提供や市民・避難者との交流の機会の創出、定期的な情報発信やニーズ把握を行い、適宜行政とも情報共有を図っていきます。	人件費のみ (地域福祉係)
心配ごと相談・日常生活自立支援事業	心配事の相談に応じ、市民の福祉の向上を図る支援を行います。障がい、疾病等により判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利を擁護できるよう支援します。	・相談者からの様々な生活課題に対応できるよう専門性を高め、相談体制の充実を図ります。 ・基幹社協として管内社協と連携を図り、事業の充実を図ります。 ・相談内容に応じて適切な機関につなげられるよう、関係機関との連携を図ります。 ・事業を通して、生活課題の解決に向けた地域作りを関係機関とともにを行います。	人件費のみ 専門研修 50 (相談支援係)
地域福祉活動計画の推進	「誰もが望む暮らしを実現できる小諸市」の実現に向けて、「私たちに何ができるのか」を、住民一人ひとりに考えていただくきっかけとなるよう計画を推進します。	・別紙「小諸市地域福祉活動計画5年間の計画票」による	印刷製本費・消耗品など 410 (地域福祉係)

1 - 2 社協会費事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
福祉車両・福祉用具等の貸し出し事業	介護保険・障害者総合支援法等の制度では対応できない地域住民の支援を福祉車両・福祉用具等の貸し出しを通じて行います	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応の自動車を貸し出します。2台 ・車いすを貸し出します。 ・アイマスク・点字用具等を貸し出します。 	車両・燃料費 140 福祉用具 20 (総務係)
百歳長寿祝事業	百歳になられた方に長年、社会貢献されたことに対し、感謝を込めてお祝いをします。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の方を訪問し、記念品を贈呈します。 ・社協報・ホームページ等で対象の方の様子を紹介します。 	記念品等 80 (総務係)
災害時等住民支え合いマップ更新支援事業	災害発生時に全区民が効率的に避難・救助活動を行うため、必要な情報を地図上に視覚的に表現していきます。作業過程での支え合い活動の推進に寄与していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・作成区に対し更新見直し作業の支援を実施します。 ・避難訓練等の実態把握と実施依頼を行います。 ・市と連携をとった支援の展開をします。 	30 (地域福祉係)
福祉有償運送サービス事業	障害等で外出や社会参加の機会が制限されている方の外出や社会参加の支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代の地域力をドライバーとして協力してもらいます。 	車両・燃料費 ドライバー 育成講習費 32 (相談支援係)

1-3 介護予防地域支援事業 一次予防

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
一次予防	介護予防意識の啓発と地域における介護予防の取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が集う場を活用し、介護予防に関する情報を発信します。 ・ふれあい給食会など、地域の皆さんが企画運営する交流の場が開催できるよう支援します。 	委託料 12,173 (地域福祉係)

1-4 通所型介護予防教室事業 二次予防

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
二次予防	介護予防意識の啓発と地域における介護予防の取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスアップセミナーを開催します。 ・健康達人区らぶを開催します。 ・糠塚サロンを開催します。 	委託料 6,955 (地域福祉係)

1-5 小口貸付事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
小口資金貸付事業	市内在住の低所得者等に対して小口貸付をすることで自立更生支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市に住所を有し1年以上経過した者に対して緊急に資金が必要と認められた者に対して3万円を限度額として貸し付けます。 ・資金貸付にとどまらず、生活困窮者自立支援事業等との連携を図り、生活支援・生活再建ができる支援をします。 	人件費のみ (相談支援係)

1-6 生活福祉資金貸付事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
生活福祉資金貸付事業	生活困窮者に資金貸付をすることで生活支援・生活再建ができるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付にとどまらず、生活困窮者自立支援事業等との連携を図り、生活支援・生活再建ができる支援をする。 ・滞納者の償還計画の再検討と生活再建の支援を行う。 	県社協委託事業 1,300 (相談支援係)

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談を受け、支援計画を作成し生活困窮者の自立の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援計画の作成等を様々な支援を一体的かつ計画的に行います。 ・ 生活困窮者支援の関係機関等のネットワークを構築し、包括的支援策を提供します。 ・ 社会資源の活用とともに不足時には開発に努めます。 	委託料 専門研修 150 参考書等 30 (相談支援係)

1-8 ボランティアセンター運営事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
小諸市ボランティアセンター事業	ボランティアの育成・拡大を図り、市民活動の拠点となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動をコーディネートします。 ・ テーマ別サロンしゃべり場、交流活動、利用者の集い、市民活動講座等を開催します。 ・ NPO支援、中間支援組織育成の支援をします。 ・ ボラフェスタを開催します。 ・ 古切手整理、エコキャップ収集等を行います。 	委託料 5,200 (地域福祉係)

1-9 高齢者福祉センター運営事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
小諸市高齢者福祉センター「糠塚園」運営事業	高齢者の介護予防・生きがいづくりの拠点となります	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教室やサロン等を開催します。 	委託料 13,421 (地域福祉係)

2 共同募金配分金事業

2-1

配分区分	目的	事業名	予算(千円)
高齢者福祉事業	長野県共同募金会 小諸市委員会より 配分された配分金 を活用し、高齢者 福祉事業を行います。	・独り暮らし高齢者交流会	100
		・独り暮らし高齢者おせち 料理頒布事業	405
		・介護応援セミナー	10
		・高齢者クラブ大会開催	90
		・団体配分金	234.6
		小計	839.6

2-2

障がい児・者福祉事業	長野県共同募金 会小諸市委員会 より配分された 配分金を活用し、 障がい児・者福祉 事業を行います。	・希望の旅事業	300
		・ふれあいまつり	110
		・団体配分金	175
		小計	585

2-3

児童・青少年福祉事業	長野県共同募金会 小諸市委員会より 配分された配分金 を活用し、児童・ 青少年福祉事業を 行います。	・福祉学習	10
		・児童生徒書初展	5
		・団体配分金	182
		小計	197

2-4

住民全般福祉事業	長野県共同募金会 小諸市委員会より 配分された配分金 を活用し、住民全 般福祉事業を行 います。	・社会福祉大会開催	570
		・緊急食糧等提供支援事業	100
		・緊急援護資金支給事業	100
		・紙の門松配布	80
		・社協情報等による啓発	471.4
		・団体配分金	1,065
小計	2,386.4		

合計 4,008 千円

3 介護保険事業

3-1 訪問介護事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
指定訪問介護事業所 社協ホームヘルパー ステーション運営	指定訪問介護事業者として、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等が可能な限り在宅での生活をその有する能力に応じて、自立した日常生活が営むことができるようにサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーの居宅サービス計画に基づき、利用者のアセスメントを行い、支援計画を作成します。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。 ・地域との結びつきを尊重し、関係機関との連携を図りながら支援します。 ・常に質の良いサービス提供ができるよう職員の研修をします。 ・サービス提供に関する記録を残し、契約終了時から5年間保存します。 ・有償ヘルパーサービスの運営を行い、介護サービスだけでは対応できない部分を支援します。 ・市のホームヘルパー派遣事業の委託を受け一時的に訪問等が必要な方へ訪問サービスを提供します。 	消耗品 100 研修費 60 (介護支援係)

3-2 居宅介護支援事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
指定居宅介護支援事業所 社協ホームヘルパー ステーション運営	指定介護支援事業所として、地域でその人らしい自立した生活が続けられるように	<ul style="list-style-type: none"> ・適正なマネジメントにより居宅サービス計画を作成します。 ・利用者及び家族、地域等の 	

	居宅サービス計画を作成し、支援します。	<p>ニーズに気づき、関係機関等に働きかけ連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を通して介護支援専門員としての質の向上に努めます。 ・居宅介護支援事業所として包括ケアの視点を持ち、他業務・他職種と連携を行い、地域福祉の向上に努めます。 	<p>消耗品 100</p> <p>研修等 60</p> <p>(介護支援係)</p>
--	---------------------	---	---

3-3 宅幼老所運営事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
指定通所介護事業所 宅幼老所アスパラハウス運営事業	<p>宅幼老所の特徴を活かし、高齢者の持つ力を引出し、生きがいを見つけ生活ができるよう支援します。</p> <p>宅幼老所の資源を利用して、障害福祉サービスを提供し、障害児・者の福祉向上を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宅幼老所の特徴を活かし、利用者の持つ力を引出せるよう通所介護計画を作成します。 ・地域の拠りどころ、福祉の拠点となり、地域福祉の向上に努めます。 ・市の委託を受け、緊急宿泊サービスを行い、介護者の支援をします。 ・基準該当で放課後等児童デイサービス・生活介護・自立訓練を行います。 ・日中一時預かり・タイムケアサービスを登録しサービスを提供します。 ・研修を受け、障害の特性を理解してサービスを提供します。 	<p>消耗品 200</p> <p>研修費 70</p> <p>設備修繕 150</p> <p>(介護支援係)</p>

4 障害者福祉サービス事業

4-1 居宅支援事業【障害者自立支援】

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
小諸市社協ホームヘルパーステーション運営	指定障害福祉サービス事業者として障害者・重度障害者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者が個別の居宅介護計画を作成し、利用者の日常生活が自立できるよう支援します。 居宅介護計画は、概ね6カ月に一度、または必要に応じて見直し、内容の変更等検討します。 サービス提供に関する記録を残し、契約終了後5年間は保存します。 障害の特性を理解できるように、専門的な研修を受け、スキルアップを図ります。 利用者のニーズや地域との関わり等に注意し、関係機関との連携を図ります。 	研修費 50 消耗品 50 (介護支援係)

4-2 障害者相談支援事業

事業名	事業の目的	事業の方法	予算(千円)
小諸市社協ホワイトぼてと運営 (指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業・指定地域移行支援事業・指定地域定着支援事業)	障害者総合支援法に基づく指定支援事業者として、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な相談支援サービスの提供をします。	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の充実を図り、質の高いプランニングができるよう職員の質の向上を図ります。 近隣事業所、関係者間での研修を行い、地域での事業実施体制の充実を図り、障害児・者福祉の向上を図ります。 相談支援事業を通して、障がい児・者福祉における不足している社会資源を作る下準備を行います。 	研修等 45 (相談支援係)

5 地域包括支援センター運営事業

事業計画

平成 27 年度介護保険制度改正に伴い、包括的支援事業に新たな事業が加わるとともに、これまでの介護予防給付が見直され、平成 29 年度までに介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなり、地域包括支援センターの業務は増大し、機能強化が求められている。

そうした中で、相談体制充実と行政との連携強化のため、今年度から、市高齢福祉課内に地域包括支援センター職員を配置し(1~2名)総合相談業務を行う事となった。

基本的な方針

- a. 高齢者が自分らしい生活を継続するための支援を実施します。
- b. 地域の方々とともに地域を支えあう力となることを目標とし事業を展開します。
- c. 高齢者の方たちが住み慣れた地域で自立的な生活が営めるよう地域包括システムの構築に取り組んでゆきます。

1. 総合相談支援業務

高齢者の抱える生活困難への支援や精神的支援のできる相談体制の整備と共に地域課題の把握を行い、地域包括支援ネットワークの整備をしてゆきます。

- a. 様々な生活課題についての総合的相談
- b. 地域包括支援ネットワーク構築
- c. 実態把握等を通しての地域課題の把握
- d. 総合相談窓口の強化（市高齢福祉課内に地域包括支援センター職員を配置）

2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が抱える様々な問題解決に向けて地域で活動するケアマネジャー等との協働支援の展開や後方支援、ケアマネジメントの支援と個々のケアマネジャーの抱える問題解決への支援を行います。

- a. 個別ケースへの支援
- b. 支援困難ケースへの支援
- c. 医療と介護の連携と支援
- d. 介護給付適正化事業を通してのケアマネジャー支援
- e. 個々のケアマネジャーの抱える問題解決への支援
- f. 在宅サービス調整会議等を通してのケアの質の向上と福祉課題への取り組み
- g. ケアにおける社会資源の活用のための情報提供
- h. 高齢者の実態把握や民生児童委員との連携を通しての地域課題の抽出
- i. ケアに関わる情報連携体制の整備

3. 権利擁護業務

高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的・継続的に高齢者の権利擁護のための支援を行います。

- a. 高齢者虐待対応と防止
- b. 消費者被害対応と防止
- c. 成年後見制度利用への支援

4. 介護予防マネジメント業務

生活上の様々な課題を抱える高齢者に適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の予防、改善を図り、高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう介護予防事業や介護予防給付のマネジメントを行います。

- a. 指定介護予防支援事業(要支援認定者の予防給付マネジメント)
- b. 二次予防事業対象者の介護予防マネジメント事業
- c. 一次予防事業の企画・運営への参画
- d. 平成 29 年度よりの介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けての検討と体制整備

5. 認知症に関する取組

関係機関との連携、地域の支えあい等の推進や相談機能の充実を図り、認知症になってもご本人やご家族が地域で安心して生活できるよう支援を行います。

- a. 認知症高齢者に関する相談・支援と啓発活動
- b. 認知症の早期発見と早期対応等の支援と支援体制整備
- c. 認知症高齢者に対するケアマネジメント支援
- d. 認知症サポーターの養成
- e. 認知症ケアパスの普及と啓発活動

6. 地域包括ケアシステム構築のための活動

行政・介護保険事業所・保健・福祉・医療・地域資源等と連携し、地域包括ケア体制を整備するための会議等の企画・運営や多職種連携等により地域包括ケア体制整備を行います。

- a. 地域ケア会議の充実と地域課題解決への取り組み
- b. 在宅医療・介護連携のシステム構築と連携実践
- c. 生活支援・介護予防の体制整備
- d. 小諸市社会福祉協議会等、地域の福祉推進団体と協働しての地域課題の抽出及び解決への取り組み
- e. 在宅サービス調整会議及び各部会・小諸市介護保険事業者等連絡会・情報連携委員会・ケアマネ連絡会・施設間緊急時等対応検討委員会・すみれネット事務局等の機能を活用しての地域課題解決への取り組みと地域連携機能の強化